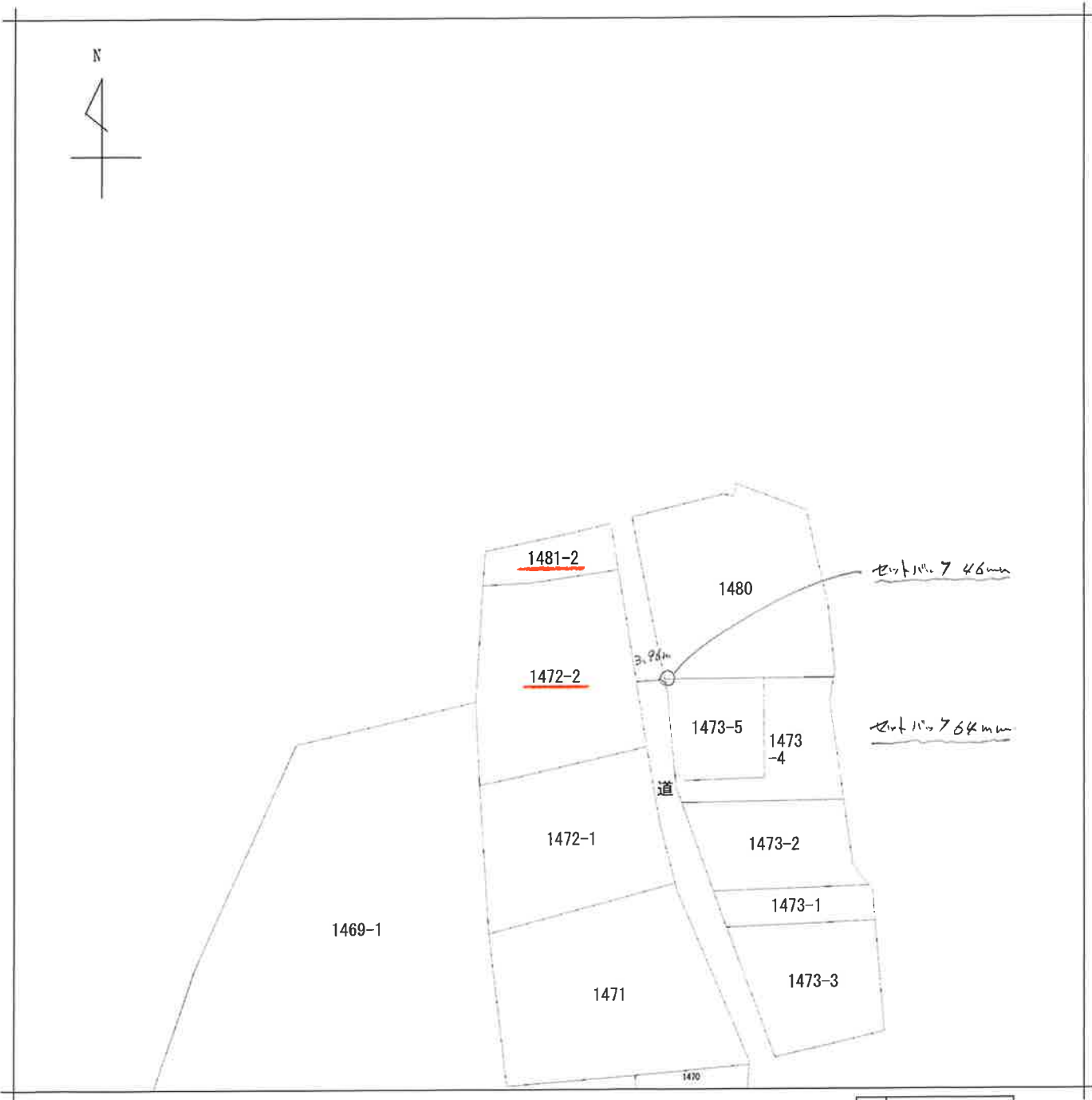
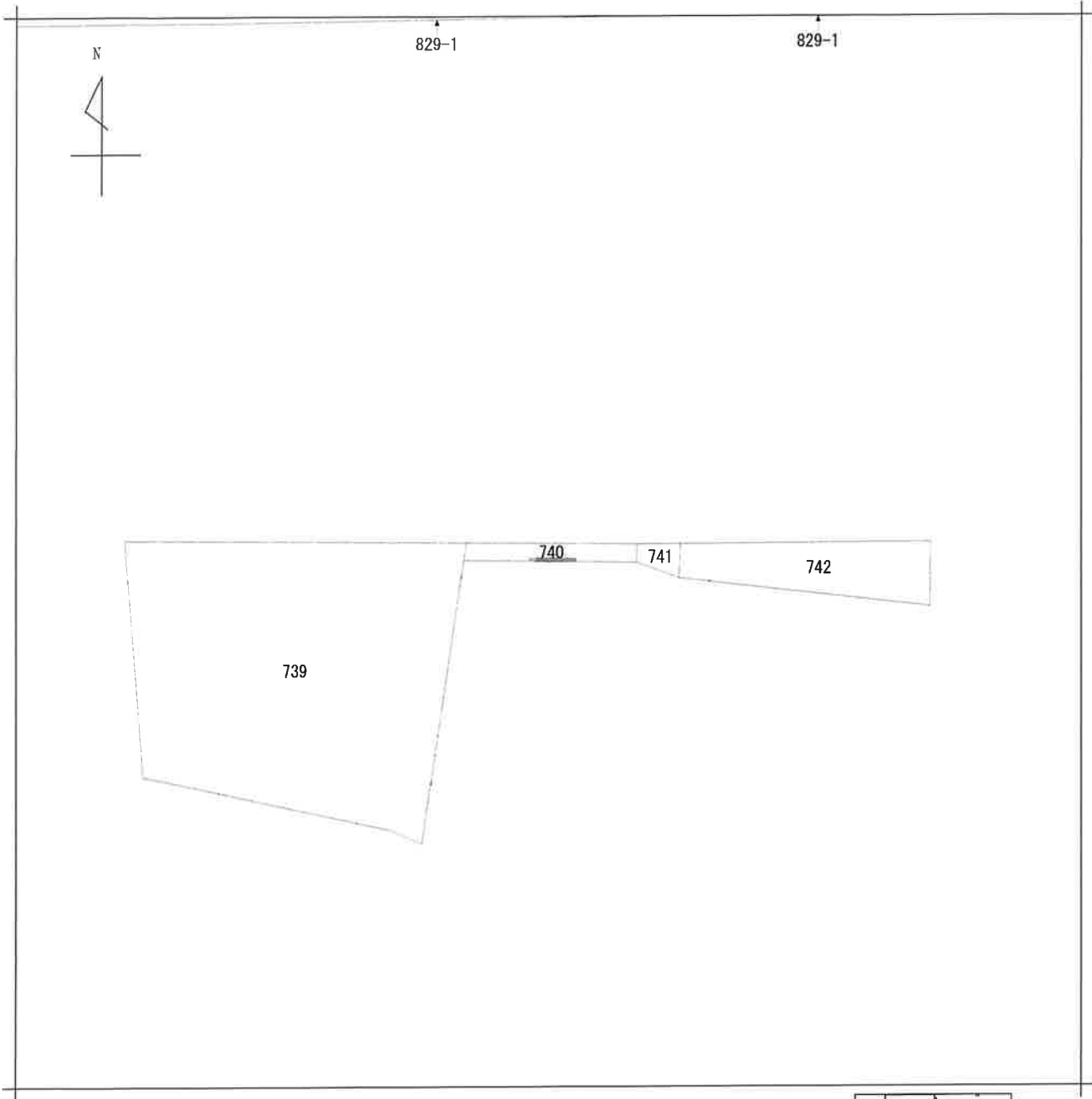




請 求 部 分	所 在	小山市大字福良字請地					地 番	1481番2		
出 力 縮	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原 図)	昭和63年10月31日		補 事 記 項		



請求部	所在	小山市大字福良字請地				地番	740番			
出力縮	1/500	精度分		座標系 番号又は 記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和59年7月10日			備付年月日 (原図)	昭和62年7月1日			補記事項		

2025/03/17 08:55 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	0624000198088
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所 在	小山市大字福良字請地				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1481番2	山林	138;		余白	
余白	余白	余白	⋮ ⋮ ⋮	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日	

2025/03/17 08:55 現在の情報です。

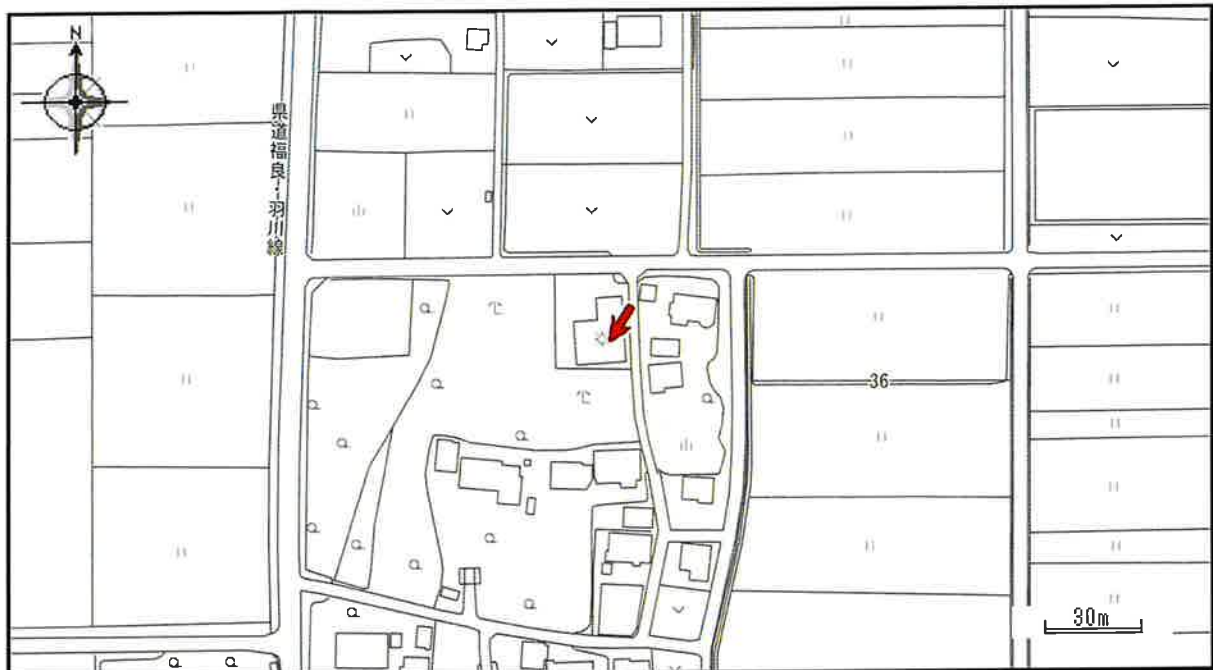
表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	0624000198072
地図番号	余 白		筆界特定	余 白	
所 在	小山市大字福良字請地			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1472番2	山林	524	：	1472番から分筆 〔昭和45年8月28日〕	
余 白	余 白	余 白	：	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年11月24日	

2025/03/17 08:55 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	0624000196884
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所 在	小山市大字福良字請地				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
648番	畑	158:		余白	
740番	雑種地	42:		昭和62年1月17日土地改良法による換地処分 〔昭和62年2月20日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日	

滅失未了

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成6年11月24日	不動産番号	0624000194544
所在図番号	余白				
所 在	小山市大字福良字請地 1472番地2、1481番地2			余白	
家屋番号	1472番2			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
工場	軽量鉄骨造スレート葺平家建	184:14 :		昭和46年8月25日新築	
余白	余白	余白 : : :		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年11月24日	
余白	余白	余白 : : :		令和3年5月15日取壊し 〔令和3年8月4日 同日閉鎖〕	



用途地域(用途地域・準防火・都市計画道路)			都市計画区域	小山栃木都市計画区域
第1種低層住居 専用地域	第1種中高層住 居専用地域	第2種低層住居 専用地域	市街化区域・市街化 調整区域	市街化調整区域
第2種中高層住 居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	用途地域	-
準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準防火地域	-
準工業地域	工業地域	工業専用地域	墓園	-
準防火地域	都市計画道路		都市計画公園	-
都市計画施設等(都市施設・市街地再開発事業)			火葬場	-
都市計画道路	都市高速鉄道	都市計画公園	汚物処理場	-
緑地	墓地	水処理センタ ー	緑地	-
汚物処理場	ごみ焼却場	河川	市場	-
市場	火葬場	都市計画通路	ごみ焼却場	-
土地区画整理事 業	市街地再開発事業		河川	-
その他地域地区(高度地区・特別用途地区・地区計画等)			都市計画通路	-
高度利用地区	特別用途地区	地区計画	都市高速鉄道	-
防火準防火地域	都市計画道路		水処理センター	-
立地適正化計画区域			都市計画通路	-
都市機能誘導区 域	居住誘導区域		地区計画	-
若作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複 製・転用することを禁じます。			高度利用地区	-
			土地区画整理事業	-
			特別用途地区	-
			市街地再開発事業	-
			都市機能誘導区域	-
			居住誘導区域	-
			この図は本市の都市計画に関する証明ではありません。 参考図としてご利用ください。	

小山市の建築制限一覧(概要)

小山市の建築制限一覧(概要)												
用途地域 ※1		関係法令	第一種低層住居専用地域		第一種・第二種中高層住居専用地域	第一種・第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域		準工業地域	工業地域・工業専用地域	無指定地域
指定建蔽率 ※2		法53	40%	50%	60%	60%	80%	80%	80%	60%	60%	60%
指定容積率		法52-1	60%	80%	200%	200%	200%	400%	500%	200%	200%	200%
前面道路幅員による容積率の制限 (前面道路幅員が12m未満の場合)		法52-2	前面道路の幅員 × 4/10				前面道路の幅員 × 6/10					
高さ制限		法55	10m以下	—	—	—	—	—	—	—	—	— ※3
斜線制限	道 路	法56-1-1	勾配 1.25	勾配 1.25	勾配 1.25	勾配 1.5	勾配 1.5	勾配 1.5	勾配 1.5	勾配 1.5	勾配 1.5	勾配 1.5
	隣 地	法56-1-2	—	20m + 勾配 1.25	20m + 勾配 1.25	31m + 勾配 2.5	31m + 勾配 2.5	31m + 勾配 2.5	31m + 勾配 2.5	31m + 勾配 2.5	31m + 勾配 2.5	20m + 勾配 1.25
	北 側	法56-1-3	5m + 勾配 1.25	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日影規制	規制を受ける建築物	法56の2	軒の高さが7mを超える、又は地上3階以上の建築物	高さが10mを超える建築物	高さが10mを超える建築物	高さが10mを超える建築物	—	高さが10mを超える建築物	—	高さが10mを超える建築物		
	別表第四の区分		(一)	(二)	(二)	(二)	—	(二)	—	□(三)		
	測定水平面 (平均地盤面からの高さ)		1.5 m	4 m	4 m	4 m	—	4 m	—	4 m		
	5mを超え10m以内の範囲		3 時間以上	4 時間以上	5 時間以上	5 時間以上	—	5 時間以上	—	5 時間以上		
	10mを超える範囲		2 時間以上	2.5 時間以上	3 時間以上	3 時間以上	—	3 時間以上	—	3 時間以上		
防火地域・準防火地域		法61	・防火地域：なし ・準防火地域：一部区域あり (近隣商業地域及び商業地域の全域、準工業地域の一部区域)									
法22条・23条区域		法22・23	小山市全域 (※防火地域、準防火地域は除く)									
壁面線の指定		法46	指定なし (※地区計画の区域内、地区まちづくり条例届出、建築協定の区域内に該当する場合等は制限あり)									
特別用途地区 ※4		法49	①特別業務地区(国道50号沿線の一部) ②娯楽・レクリエーション地区(大字喜沢の一部、おやま遊園地跡地)									
地区計画 ※5		法68の2	一部区域あり									
建築協定 ※4		法69	①上町大通り(城山町2丁目及び城山町3丁目の一部区域) ②中央町大通り(中央町2丁目及び中央町3丁目の一部区域)									
積雪荷重・風圧力		令86・87	・垂直積雪量：30cm ・単位重量：20 N/m ² ・cm ∴積雪荷重：600 N/m ² ・地表面粗度区分：Ⅲ ・風速：Vo = 30 m/s									
その他			・地区まちづくり条例 ※6 ・省エネ基準地域区分：5 ・凍結深度：法定規制値なし									

※1 用途地域の境界付近に敷地がある場合は、用途地域の境界線の詳細な位置について、都市計画課へお問合せください。

※2 建蔽率の緩和については、法53-3を参照してください。その内、角地緩和については、小山市建築基準法施行細則第19条を参照してください。詳細については建築指導課へお問合せください。

小山市建築基準法施行細則第19条の概要 … (1) 幅員4m以上の道路により角地又は挟まれた敷地となる場合で、敷地の周辺の1/3以上がその道路に接するもの
(2) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、(1)に準ずると認められるもの

※3 宅地開発指導要綱を適用する場合は、10m以下の制限があります。詳細については、都市計画課開発指導係へお問合せください。

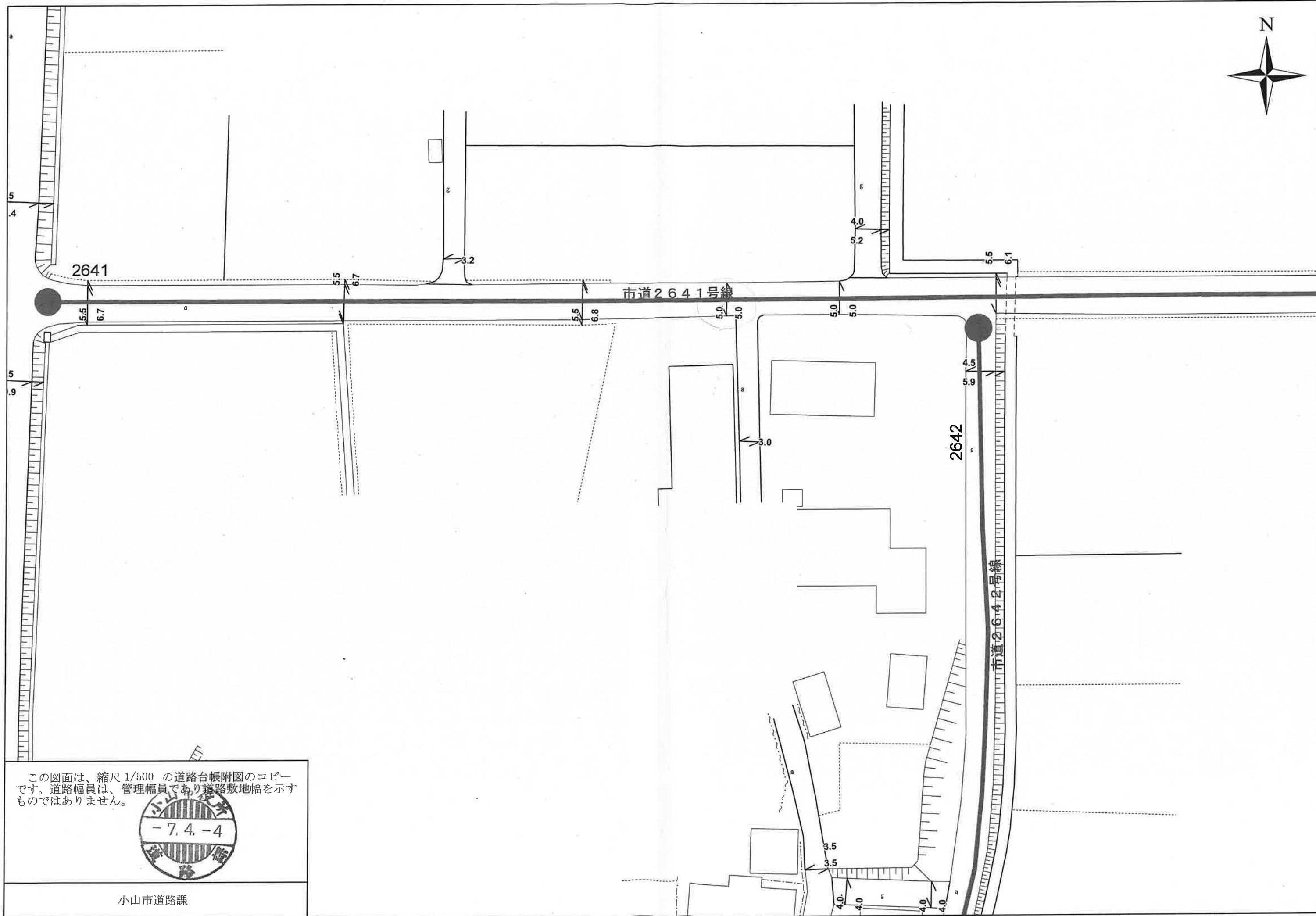
※4 特別用途地区、建築協定の詳細については、建築指導課へお問合せください。

※5 地区計画の他、高度利用地区、立地適正化計画、都市計画道路の詳細については、都市計画課へお問合せください。

※6 地区まちづくり条例の詳細については、まちづくり推進課へお問合せください。

・市ウェブサイト
・おやま わが街ガイドマップ →





この図面は、縮尺 1/500 の道路台帳附図のコピーです。道路幅員は、管理幅員であり道路敷地幅を示すものではありません。



小山市道路課